

堺市デジタル経営支援業務 仕様書

この仕様書は、委託者 公益財団法人堺市産業振興センター（以下、甲と呼ぶ。）と受託者（以下、乙と呼ぶ。）で契約を締結する「堺市デジタル経営支援業務（以下、本業務という。）」等について定めるものである。

1. 委託業務名

堺市デジタル経営支援業務

2. 履行場所

公益財団法人堺市産業振興センター（堺市北区長曾根町 183-5）他

3. 委託期間

契約締結日～令和 6 年 3 月 31 日（日）

4. 目的

昨今、新型コロナウイルス感染症の拡大や原油価格高騰、新たなビジネスモデルを展開するゲームチェンジャーの登場など、企業を取り巻く環境が急激に変化している。そのなかで、各企業は競争力維持・強化のためにデジタル技術を活用し、新たな事業環境にあわせた事業変革をスピーディーに進めていくことが求められている。

こうした社会の変化を踏まえ、市内事業者が自社のデジタル化状況を把握し、デジタル化やデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）に取り組むきっかけとするため、デジタル経営診断「堺 DX 診断」を実施する。

本委託業務では、市内事業者を対象とした診断ツールを構築し、甲や堺市、堺商工会議所等の市内支援機関等と連携して実施し、その診断結果の集約・分析を行う。

5. 業務内容

(1) 診断項目の検討

- ① 乙は、独立行政法人情報処理推進機構や関東経済産業局等が作成した指標等を参考にしながら、デジタル経営状況を把握するための質問票 など（以下「診断項目」という。）を甲と協議し、作成すること。なお、診断項目には、デジタルツールの利用状況、経営戦略、組織体制、意思決定・情報伝達ルート、デジタルビジョン・戦略、社内の業務効率化・業務改革、顧客接点強化への意向、新規事業創発、開発マネジメント、デジタル人材育成等が把握できる内容とすること。

- ② 乙は、本契約期間後においても市内事業者が診断項目へ自由にアクセスでき、自社のデジタル経営状況を把握できる環境を構築すること。

例：診断項目のWEB上での公開 等

(2) デジタル経営診断ツールの作成

乙は、市内事業者の事業活動（発注・納品・在庫管理・製造又はサービスの提供・支払など）に即した診断結果を速やかに提供することが可能な仕組み（以下「診断ツール」という。）を構築すること。なお、診断ツールを用いて導出された診断結果には、デジタル化に伴うコスト削減目安額や、利用可能な行政等の支援施策を提示するなど、市内事業者がデジタル化に着手することを前向きに捉えられるような工夫を凝らすことが望ましい。

(3) デジタル経営診断の実施

乙は、以下の要件を満たすデジタル経営診断実施計画を作成し、実行すること。

- ① 市内全業種を対象とすること。

※対象については事前に甲と協議のうえ、業種が偏らないようすること

- ② 甲や堺市、堺商工会議所等の市内支援機関等と連携して診断を実施し、令和5年度中に市内事業者1,000社以上に対して診断を実施することを目標とすること。
- ③ 上記②の目標値のうち、乙が対象とする事業者は500社以上とすること。
- ④ 乙は、診断ツールの構築後、他の機関に先行して100社以上に診断を実施し、その集計結果及び分析結果を、下記の5.(6)①のセミナーで甲や堺市、堺商工会議所等の市内支援機関等に共有すること。

(4) デジタル経営診断後のフォローアップ

乙は、5.(3)で行ったデジタル経営診断について、甲と協議のうえ、必要に応じて聞き取り調査等によるフォローアップを行い、甲に報告すること。また、甲が実施するDXと親和性が高い事業との連携をはじめ、診断結果に応じた適切な行政支援施策を案内するなど、事業者のデジタル化やDXへの取組を促す工夫を凝らすこと。

(5) デジタル経営診断結果の分析

乙は、5.(3)及び(2)で行ったデジタル経営診断およびその結果を集計し、統計的な分析等を行い、甲に3か月に1回程度の頻度で報告すること。

(6) セミナーの開催

- ① 乙は、甲や堺市、堺商工会議所等の市内支援機関等を対象に、診断ツールの使用方法や堺DX診断の案内方法等を説明するセミナーを甲と協議のうえ企画し、実施す

ること。セミナーは、対面での開催に加えて、オンラインでも配信すること。

- ③ 乙は、診断を行った事業者のデジタル化や DX への取組を促すセミナーを甲と協議のうえ企画し、2 回以上実施すること。セミナーは、対面での開催に加えて、オンラインでも配信すること。

(7) 事例集の作成

乙は、診断を行った事業者のうち、業種及び DX の段階毎に他社の参考となるデジタル化や DX の取組を行っている事業者へ取材し、10～15 社程度の事例を掲載した事例集を作成し、電子媒体で納品すること。データ形式は甲と協議すること。

① 全体構成

A4、カラー

電子媒体での閲覧を想定した構成とすること

表紙・目次も作成すること

② 各社取組ページ作成

1 社あたり 2 ページ程度

企業概要、背景・課題、取組内容、工夫したポイント、成果、今後の取組等を各社の取材を踏まえ、写真、動画等を用いて分かりやすく記載すること。

③ 校正

初校データ作成後、最低 2 回の校正対応を行うこと。

(8) 成果物の作成・納入

乙は、下記の内容を成果物としてまとめ、事業報告書とし、甲へ令和 6 年 3 月 31 日 15 時までに納入すること。

- ① 5.(5)で作成する分析結果
- ② 5.(7)で作成する事例集
- ③ 5.(3)、(4)、(6)の活動内容の報告書

6. 診断項目及び診断ツール並びに診断結果の取扱

(1) 診断項目及び診断ツールの取扱

診断項目及び診断ツールの作成に伴い、知的財産権（特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、種苗法（平成 10 年法律第 83 号）第 3 条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利、著作権（著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 21 条から第 28 条までに規定するすべての権利を含む）並びに外国における上記権利に相当する権利、技

術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるもの)が生じた場合においては、原則、乙がこれらの権利を所有または管理すること。ただし、公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして甲が求めた場合、乙は、無償で当該知的財産権を実施(特許法(昭和34年法律第121号)第2条第3項に定める行為、実用新案法(昭和34年法律第123号)第2条第3項に定める行為、意匠法(昭和34年法律第125号)第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに規定するすべての権利に基づき著作物を利用する行為並びにノウハウを使用する行為)する権利を甲及び甲が指定した機関等に許諾すること。

(2) 診断結果及び診断により知り得た情報の取扱

- ① 甲は、診断結果及び診断により知り得たあらゆる情報の権利を所有する。
- ② 乙は、診断結果及び診断により知り得た情報を、善良なる管理者の注意をもって管理すること。
- ③ 乙は、診断ツールの作成及び診断結果に関する証拠書類等を、本契約期間満了後、10年間保存すること。

7. その他留意事項

- (1) 本仕様書にないものは甲及び乙の協議により定めること。
- (2) 乙は、業務の内容及び範囲について、甲と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (3) 乙は、業務の進捗状況に関し、進捗確認会議等を開催し、報告・調整を行うこと。